

新物効法に関する荷主向け説明会の開催について

国土交通省物流・自動車局物流政策課
経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課物流企画室
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室

昨年 5 月に公布された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 23 号）が令和 7 年 4 月 1 日に一部施行され、「物資の流通の効率化に関する法律」（平成 17 年法律第 85 号。以下「新物効法」という。）に基づき、全ての荷主に対し物流効率化に取り組む努力義務が課されることとなります。

つきましては、2 月中に公布予定の判断基準省令等を踏まえ、新物効法に基づき荷主に対応が求められる具体的な事項について、荷主業界団体及び荷主事業者を対象に、別紙のとおりオンライン説明会を開催いたします。

出席を希望される場合は、別紙に記載された登録フォームから 2 月 21 日（金）までに参加登録をお願いいたします。

説明会開催要領

1. 日時

①令和7年2月26日（水） 11時00分～

②令和7年2月28日（金） 14時00分～

（所要時間は、質疑を入れて概ね1時間程度を予定しております。）

※ 後日、国土交通省・経済産業省・農林水産省の各 web サイトに説明会の動画を掲載する予定です。

2. 実施方式

WEB 会議方式（Microsoft Teams）で実施することとし、登録いただいた参加予定者宛てに会議 URL を通知いたします。

3. 内容

新物効法に基づき荷主に対応が求められる具体的な事項について

4. 説明対象者

荷主業界団体及び荷主事業者の担当者

※ 登録は1団体・事業者につき、①②各回5名まで

※ 自らの事業に関して継続的にトラック事業者との間で運送契約を締結し、又は貨物の受渡しを行っている事業者（公的組織を含む。）は荷主に該当し得ます。

5. 登録フォーム

令和7年2月26日（水） 11時00分～

<https://events.teams.microsoft.com/event/fcb47ac7-1ecf-4702-91d3-69c131060a49@06e4a0ff-4972-4a8b-af30-4571361d1344>

令和7年2月28日（金） 14時00分～

<https://events.teams.microsoft.com/event/441d4857-6322-4ab8-bc96-aeb47a888d5e@06e4a0ff-4972-4a8b-af30-4571361d1344>

※ 参加される方全員からそれぞれ御登録をお願いいたします。（同じ URL で参加できる人数は制限されています。）

6. 担当者

国土交通省物流・自動車局物流政策課

電話：03-5253-8947（直通） 担当：林田、廣金、宇野

経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課物流企画室

電話：03-3501-0092（直通） 担当：佐藤、新井、瀬戸

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室

電話：03-3502-5741（直通） 担当：加地、細井、三島